主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人清野鳴雄の上告趣意について。

所論は、結局事実誤認、の主張に帰し刑訴応急措置法一三条二項により上告適法 の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 安平政吉関与

昭和二六年四月五日

最高裁判所第一小法廷

郎	治	竹	田	沢	裁判長裁判官
毅			野	眞	裁判官
輔		悠	藤	齋	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官